行政不服審査法の改正に伴う労働保険審査制度等の見直しについて

参考1-1

1 見直しの経緯

- 行政不服審査法は、昭和37年の制定以来、実質的な改正が行われてこなかったが、①公正性の向上、②使い やすさの向上及び③国民の救済手段の充実・拡大の観点から、時代に即した見直しが必要であるとして、総務省 が平成25年6月に見直し方針をとりまとめた(別紙)。
- 総務省では、この方針に基づき改正関連法案の今期通常国会への提出を目指して作業を進めており、各省庁に おいても、行政不服審査制度に関わる関係法律の見直し作業を進めているところ。
- 労働保険審査官及び労働保険審査会法に基づく労働保険審査制度をはじめ、労災保険関係法律のうち行政不服審査制度に関する部分について、方針に基づき所要の見直しを行う(※)ものである。

※改正は、「行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(仮称)案」において他の法律と併せて行う予定。

2 労災保険関係の改正法律

- ①労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭和31年法律第126号)
- ②労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)

<労働保険審査制度における主な改正内容>

※いずれも改正後の行審法の考え方にならったもの。

- ① 不服申立ての二重前置の廃止
 - → 再審査請求を経なくても裁判所への出訴が可能
- ② 審査請求期間の延長
 - → 現行の60日から3月に延長
- ③ 標準審理期間の設定
 - → 審査官が審査請求に対する決定をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努める
- ④ 審査請求手続の計画的進行の創設
 - → 審査請求人等や審査官に対し、相互に協力し計画的に審理を進行するよう努める
- ⑤ 口頭意見陳述の充実化
 - → 利害関係者等を招集して行うとともに、申立人は処分庁に対して質問をすることができる
- ⑥ 特定審査請求手続の計画的遂行の創設
 - → 事件が複雑である等により、迅速かつ公正な審理を行うため審査請求の手続を計画的に行う必要がある場合に、審査請求人等を招集し、審査請求の手続の申立てに関する意見の聴取を行う
- ⑦ 審査請求人等による物件の閲覧
 - → 審査請求人等は、提出された文書その他の物件の謄写を求めることができる

③労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)

見直し方針に即し、①異議申立て②不服申立前置を廃止

④石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号)

見直し方針に即し、①異議申立て②不服申立前置を廃止

3 施行日

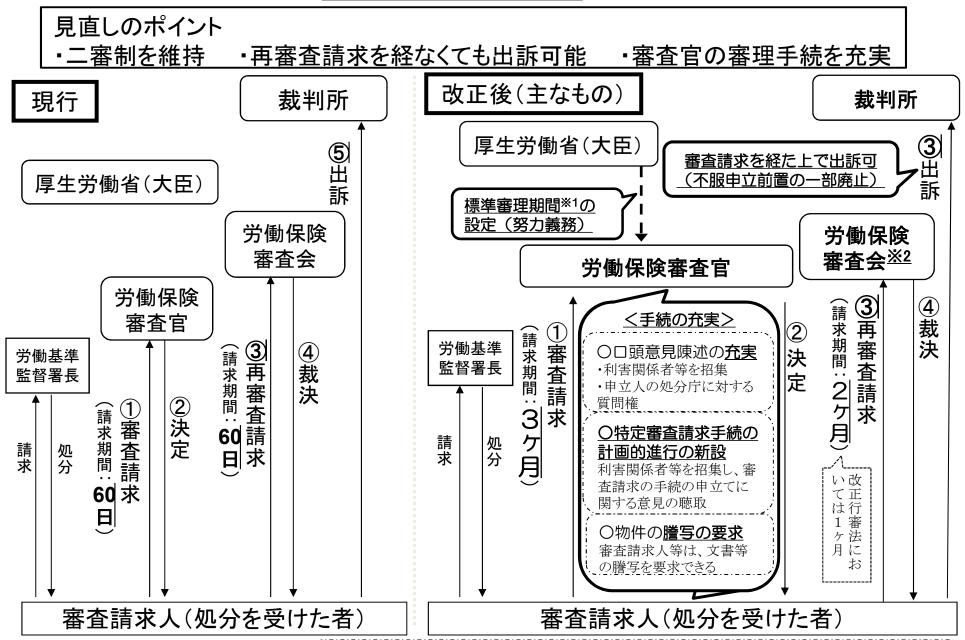
「行政不服審査制度の見直し方針(概要)」において、「法案成立後は国の行政機関、地方公共団体等で準備を進めるとともに国民への周知を行い、2年以内に新制度に移行」とされている。

労働保険審査制度関係

現行法・20年法案・改正案の比較(主な項目)

主な項目	現行法	20年法案	改正案
不服申立構造	·審査請求(対審査官) ·再審査請求(対審査会)	·再調査請求(対処分庁) ·審査請求(対審査会)	審査官及び審査会を存置
不服申立期間	・処分を知った日の翌日から 60日以内(審査請求) ・決定書の謄本が送付された日の 翌日から60日(再審査請求)	・処分を知った日の翌日から 3ヵ月以内(再調査請求) ・決定書の謄本が送付された日の 翌日から2ヵ月以内(審査請求)	20年法案 と同じ
標準審理期間	_	設定するように努めることを規定	"
審査請求手続の 計画的進行	_	審査請求人等の審理における 相互協力義務を規定	"
口頭意見陳述	申立てがあった場合、審査請求人 等に意見を述べる機会を与える 義務を規定	(現行法に追加して) ・全ての審理関係人を招集して 行うこと ・申立人の処分庁に対する質問権 を規定	"
特定審査請求手続の 計画的進行	_	必要がある場合に当事者を招集し、 審査請求の手続の申立てに関する 意見の聴取を行うことを規定	"
物件の閲覧	_	審査請求人等は、提出された文書 その他の物件の閲覧を求めること ができることを規定	"
不服申立前置	再審査請求の後でしか 裁判に行けない	審査請求の後でしか 裁判に行けない	審査請求を経た後、再審査請求か 裁判に行くか選択できる

審査請求の流れ



※1審査請求が審査官に対してされたときから審査官が決定をするまでに通常要すべき標準的な期間 ※2審査会における再審査請求の手続についても、審査請求の手続と同様の見直しを行う。

労災請求から再審査請求までの流れ(労働保険審査制度【労災保険関係】)

保険給付請求 (労働基準監督署長)の手続き

労働災害発生

事業主、診療担当者の証明を受けた請求書を監督署に提出

請求書受付



労働基準監督署の調査

- 必要に応じて、
- ・請求人、事業場関係者からの 聴取及び書類の提出依頼
- ・医師などに対する意見書依頼
- ・業務が原因の負傷・疾病か否か
- ・平均賃金(給付基礎日額)の算定
- 療養のため休業を要するか否か
- ・受給者となる遺族の確認

筀

支給•不支給決定



不服のある場合

審査請求(決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内)

審査請求(審査官)の手続き

______ 審査請求書受付

- ・審査請求人等に対し受理通知
- ・監督署長の意見書の提出依頼 (審査官⇒監督署長)

意見書の提出(監督署長⇒審査官)

意見書の送付(審査官⇒審査請求人)



審査請求人からの意見聴取

審理

必要に応じて、

- ・事業場関係者からの意見聴取
- ・医師などに対する意見書依頼

参与会



再審査請求(決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内)

再審査請求(審査会)の手続き

- ・再審査請求人等に対し受理通知
- 審理期日及び場所の通知



- ・審理は原則として公開
- ¦・当事者及びその代理人は意 ・見を述べることができる。

必要に応じて、

- ・事業場関係者からの意見聴取
- ・医師などに対する意見書依頼

審理調書の作成

合議



裁決

労働保険審査官(争点別・年度別・決定等一覧【労災保険関係】)

	争	点	業務	障害	治ゆ	再 発	労働者	給 付	通勤	石 綿	その他	計
年度・決定等		上外	中 古	認定	認定	資 格	基 礎	災害	救済法	て (7)他	百	
	決	取消	62	102	2	3	6	10	5	1	31	222
		棄却	741	359	41	60	31	11	39	7	90	1379
平成		却下	14	15	3	2	2	1	1	0	9	47
20年度	定	小計	817	476	46	65	39	22	45	8	130	1648
	取	下	35	24	0	1	0	4	3	0	16	83
	合	計	852	500	46	66	39	26	48	8	146	1731
	決	取消	58	100	4	3	5	12	6	1	32	221
		棄却	767	356	54	65	25	13	26	8	146	1460
平成		却下	14	6	3	0	0	0	0	0	11	34
21年度	定	小計	839	462	61	68	30	25	32	9	189	1715
	取	下	24	19	3	1	1	13	3	0	16	80
	合	計	863	481	64	69	31	38	35	9	205	1795
	決	取消	64	86	5	2	4	9	6	1	20	197
		棄却	852	392	57	46	26	29	23	7	122	1554
平成		却下	11	8	3	0	1	3	1	0	5	32
22年度	定	小計	927	486	65	48	31	41	30	8	147	1783
	取	下	45	13	0	1	0	11	1	1	12	84
	合	計	972	499	65	49	31	52	31	9	159	1867
	決	取消	64	87	3	3	5	14	4	0	37	217
		棄却	806	403	49	64	25	24	31	5	124	1531
平成		却下	15	8	3	3	2	1	0	0	14	46
23年度	定	小計	885	498	55	70	32	39	35	5	175	1794
	取	下	36	20	1	1	1	8	2	0	15	84
	合	計	921	518	56	71	33	47	37	5	190	1878
	決	取消	65	61	4	5	4	31	4	1	28	203
		棄却	753	332	40	50	25	24	26	6	133	1389
平成		却下	14	11	2	0	0	1	0	0	13	41
24年度	定	小計	832	404	46	55	29	56	30	7	174	1633
	取	下	30	29	4	4	3	12	1	1	7	91
	合	計	862	433	50	59	32	68	31	8	181	1724

(参考) 年度別 請求件数・年度末残件数

区分	請求件数	年度末残件数			
平成20年度	1, 766	719			
平成21年度	1, 880	723			
平成22年度	1, 915	707			
平成23年度	1, 845	592			
平成24年度	1, 791	570			

労働保険審査会(争点別・年度別・決定等一覧【労災保険関係】)

	争	+ 点	業 務	障害	治ゆ	再 発	労働者	給 付	却下	通 勤	石 綿	その他	計
年度・決	定等	/	上外	阵 舌	認定	認定	資 格	基 礎	決 定	災害	救済法	その他	司
	裁	取消	26	6	1	0	4	7	0	1	2	0	47
		棄却	401	133	26	24	25	10	0	12	18	36	685
平成		却下	15	4	3	2	1	1	27	0	0	3	56
20年度	決	小計	442	143	30	26	30	18	27	13	20	39	788
	取	下	7	3	1	2	0	0	0	1	0	1	15
	合	計	449	146	31	28	30	18	27	14	20	40	803
	裁	取消	13	3	0	0	0	2	0	3	0	0	21
		棄却	375	97	20	20	13	6	0	13	4	41	589
平成		却下	10	1	1	2	0	0	10	0	0	1	25
21年度	決	小計	398	101	21	22	13	8	10	16	4	42	635
	取	下	12	3	0	2	0	0	0	0	0	1	18
	合	計	410	104	21	24	13	8	10	16	4	43	653
	裁	取消	8	6	1	1	0	2	0	1	0	3	22
		棄却	332	120	23	32	14	5	0	12	3	55	596
平成		却下	14	3	1	0	0	0	8	0	0	5	31
22年度	決	小計	354	129	25	33	14	7	8	13	3	63	649
	取	下	4	0	0	0	0	0	0	0	0	6	10
	合	計	358	129	25	33	14	7	8	13	3	69	659
	裁	取消	10	5	0	0	1	6	0	2	0	2	26
		棄却	373	106	26	17	11	11	0	12	5	41	602
平成		却下	11	3	1	2	0	1	8	1	0	5	32
23年度	決	小計	394	114	27	19	12	18	8	15	5	48	660
	取	下	1	2	1	0	0	0	0	0	0	3	7
	合	計	395	116	28	19	12	18	8	15	5	51	667
	裁	取消	5	0	0	0	0	5	0	1	0	4	15
		棄却	350	98	15	28	8	8	0	20	2	35	564
平成		却下	8	1	0	1	0	0	8	0	0	10	28
24年度	決	小計	363	99	15	29	8	13	8	21	2	49	607
	取	下	5	0	0	0	0	1	0	0	0	6	12
	合	計	368	99	15	29	8	14	8	21	2	55	619

(参考) 年度別 請求件数・年度末残件数

区分	請求件数	年度末残件数			
平成20年度	579	386			
平成21年度	639	372			
平成22年度	644	357			
平成23年度	628	318			
平成24年度	568	267			